

## 令和6年第8回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月22日（月） 13時00分～14時46分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (15名)

会長	16番	佐藤俊孝
会長職務代理者	15番	高原弘明
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠

欠席委員 (1名)

委員	1番	熊谷洋司
----	----	------

4 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会議書記の指名
日程第 3	会期の決定
日程第 4	業務の経過報告
日程第 5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第 6	報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第 7	報告第3号 専決処理事項報告について
日程第 8	報告第4号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断について
日程第 9	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第10	議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第11	議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について
日程第12	議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

## 6 会議の概要

議長

会議に先立ちまして、皆さんにお知らせいたします。5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。

本日の総会にあたり、事前に議案書を送付しております。

また、議案の朗読は、表題のみといたします。

意見や討論など、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いいたします。また、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるよう、お願いします。

本日の出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。なお、議員番号1番、熊谷洋司委員は、欠席する旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和6年第8回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めてまいりますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは、当職より指名いたします。

5番、白澤克美委員、8番、高橋かおる委員、9番、佐々木昭英委員にお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは、当職より指名いたします。

農業委員会事務局、南幅央毅主任主事にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

それでは、本日1日と決します。

日程第4、業務の経過報告、別紙より事務局から報告させます。

【事務局長が朗読による報告】

ただいまの業務の経過報告の内容について、補足説明ありませんか。

出席した委員から情報共有、報告すべき内容についてご紹介いただきたいと思います。

「なし」の声あり

それでは、私から共有いたします。

6月28日、岩手県農業会議の定時社員総会があり、私が出席しました。

この定時社員は県内の33の農業委員会会長、土地改良区の理事長、JAの理事等で構成され、農業委員会としての出席者は16名と記憶しております。

総会の内容ですが、昨年度の農業会議事業報告及び決算報告と今年度の事業計画及び予算案についてでした。農業会議会長から一関市の白い農地についての報告があり、農業委員会においても是々非々の立場から指導し、適正措置をお願いしたいということでした。

また、地域計画は令和7年3月までの策定となっており、本年は目標地図を定めた上での作業となりますので、肅々と進めていただくよう依頼があり

ました。総会の議事については、全員の賛成を得て議決しました。

その他、7月の業務について、皆さんから共有すべき内容がありましたら、ご紹介をお願いしたいと思います。別な機会でも構いませんので、出席された委員からの情報提供をお願いしたいと思います。

では、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届け出について、を議題といたします。

議題について、事務局より報告させます。

**【報告第1号 事務局朗読】**

補足説明を許します。

はい、会長。

はい、事務局。

それでは、報告第1号について、補足説明させていただきます。

番号3については、相続人の父母の2分の1ずつの共有名義となっておりましたが、今回父が亡くなつたため、2分の1の持ち分の相続を受け、母と2分の1ずつの共有名義となるものです。

番号4については、被相続人の妻と子2人に対し、法定持分通りの相続をしたもので。以上でございます。

それでは、質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

では、次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

**【報告第2号 事務局朗読】**

補足説明を許します。

ありません。

それでは、質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

では、次に進みます。

日程第7、報告第3号、専決処理事項報告について、を議題といたします。

議題について、事務局より報告させます。

**【報告第3号 事務局朗読】**

補足説明を許します。

ありません。

それでは、質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

では、次に進みます。

日程第8、報告第4号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

**【報告第4号 朗読】**

補足報告を許します。

はい、議長。

はい、事務局

報告第4号について、補足説明させていただきます。

番号1-1の所有者より、当該農地の荒廃化が進んでいるとの相談を受けたことから、同じく荒廃化が進んでいると思われる隣接地の番号1-2の農地と

併せて現地調査をしたものです。以上です。

議長

7月16日に再生困難遊休農地現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

高橋かおる委員、お願ひします。

高橋かおる委員

7月16日、朴田敦志委員、佐々木博委員、私と事務局の泉山係長と南幅主任主事で調査いたしましたので、ご報告いたします。

番号1-1ですが、当該農地は荒廃化が進んでおり、町道からの侵入路が山林化していることから、当該土地を耕作するために侵入することも困難な状態であり、農地としての価値も失われています。農地として再生することが著しく困難であることから、非農地判断はやむを得ないと判断します。

番号1-2ですが、当該農地は樹木が生い茂っており、山林化しています。農地として再生することが著しく困難であることから、非農地判断はやむを得ないと判断します。以上になります。

はい、ありがとうございました。その他、補足説明ござりますか。

はい、議長。

はい、3番、朴田敦志委員。

3番、朴田敦志です。

現地調査の補足ですが、樹木が隣の田に影響が出るような状況で生えてしまっています。これは所有者に伝えて、隣の農地が健全に使えるようにしたいと考えております。生い茂っている樹木ですが、ドウダンツツジとか庭木に使われるものが大きくなってしまったという状態でした。高橋委員からもありましたが、樹木にすっかり覆われている状況で、農地としての再生は不可能であると、私も思いました。

その他、補足説明ありますか。

「なし」の声あり

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

では、次に進みます。

日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

**【議案第1号 事務局朗読】**

補足説明を許します。

はい、議長。

はい、事務局。

議案第1号について、補足説明させていただきます。

資料No.2 農地法第3条調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、効果要件の全てを満たしているものと考えます。

番号1については、当該農地は、譲渡人の父が農事組合法人に對し農地中間管理事業により、賃貸借していたものです。その譲渡人の父が亡くなり、譲渡人が相続しておりましたが、今回、譲受人に対し売却したいとの希望を受け、農事組合法人と譲渡人が協議した結果、報告第2号のとおり、合意解約をし、譲受人に対して、売却をすることとなったものです。

なお、譲受人は盛岡市在住ですが、現在、岩清水地内に農地を所有して耕作しております、今回、譲渡人が所有している町内にある住宅を購入して、こちらに引っ越して農業を行う計画であると聞いております。

番号3については、譲受人は譲渡人より現在の居宅を購入して居住してお

りましたが、その敷地内にある当該農地は、当時は5反歩要件があったため、所有権移転をすることができませんでした。この度、5反歩要件の廃止により、家庭菜園を目的とした所有権移転をすることとなりました。なお、価格総額が高額ですが、こちらは居宅の購入時に当該農地についても仮登記したうえで購入しており、その際に周辺宅地相当としてこの価格にしたと聞いております。以上でございます。

議長

新規就農の案件について、番号3については、7月6日に新規就農者審査を行っております。審査の結果について、10番、福澤広基委員より報告をお願いします。

福澤広基委員

10番、福澤広基です。7月6日、役場において、申請者との面談を私と地元委員として阿部江利子委員、事務局から泉山係長が参加のうえ、行いました。

審査項目1、営農計画が妥当かは、家庭菜園として野菜を作付けすることとしています。隣接した自宅に居住しながらの耕作であり、適正に管理できると考えられることから、計画は妥当であると思われます。

審査項目2、業としての経営かは、主に自家用であり、業としての経営ではないということです。

審査項目3、資金収支から見て妥当かは、耕作による営利を目的としてはおらず、本業もあることから、資金収支から見て妥当であると思われます。

審査項目4、営農姿勢は、将来的には品目を増やすことも考えている等、農業に対して前向きな姿勢を感じました。

審査項目5、知識・経験の有無は、自身の農業経験はないが、農業者である母から指導を受けながら耕作する計画であるとのことです。

審査項目6、総合評価は、営農計画も妥当であると共に、耕作に対する熱意も感じられ、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けたものであります。以上です。

はい、ありがとうございました。

番号4については、7月5日に新規就農者審査を行っております。審査結果について、14番、中塚誠委員より報告願います。

14番、中塚誠です。7月5日、申請者との面談を私と地元委員の阿部江利子委員、事務局の泉山係長で行いました。

審査項目1、営農計画が妥当かは、以前から農業者である義母とともに農業従事者として農作業をしており、義母が体調不良により、農作業ができなくなったことから、贈与により経営移譲をするものであり、適正に管理できると考えられることから、計画は妥当であると思われます。

審査項目2、業としての経営かは、主に自家用であるが、余剰分は盛岡卸売市場やアルコショッピングモール等に販売する予定です。

審査項目3、資金収支から見て妥当かは、耕作による営利を目的としておらず、本業もあることから、資金収支から見て妥当であると思われます。

審査項目4、営農姿勢は、農業従事者として経験から、農業に強い興味を持ったとのことであり、農業に対して前向きな姿勢を感じられました。

審査項目5、知識・経験の有無は、農業経験があり、今後も地域の農業者から、指導を受けて耕作する計画であります。

審査項目6、総合評価ですが、営農計画も妥当であるとともに、耕作に対する熱意も感じられ、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けました。以上でございます。

- 議長 はい、ありがとうございました。  
それでは、質疑に入ります。質疑ありましたら、挙手をお願いします。  
「なし」の声あり
- 議長 質疑なしと認めます。では、討論に入ります。討論ありましたら、挙手を願います。  
最初に反対討論ありましたら、挙手をお願いいたします。  
「なし」の声あり
- 議長 それでは、賛成討論に入ります。  
9番、佐々木昭英委員。  
9番、佐々木昭英です。  
番号3ですが、あくまでも自家用であり、経営ではないということ、さらには農業者の母から指導を受けながら耕作するというのは、大変いいことなので賛成します。  
番号4についても、主には自家用とし、余った分はショッピングセンターに販売する予定であり、収支面でも十分妥当であるということなので賛成いたします。以上です。  
11番、金子忠博委員。  
11番、金子忠博です。  
どちらも就農するにあたり、妥当な内容でありますので、賛成いたします。  
12番、佐々木光枝委員。  
12番、佐々木光枝です。  
私も同じ意見で、賛成です。  
13番、星川忠博委員。  
13番、星川忠博です。  
どちらも40代で若い方々ということで、これからも長く耕作できると思いますので、賛成いたします。  
15番、高原弘明委員。  
15番、高原弘明です。  
若い方の就農でありますし、地域との調和を図りながら、長く続けていただきたいと申し上げて、賛成します。
- 議長 はい、ありがとうございました。他に賛成討論をしたい方ございますか。  
「なし」の声あり
- 議長 それでは、挙手による表決に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
- 【挙手全員】
- 議長 挙手全員ですので、許可することに決します。  
次に進みます。  
お諮りします。  
日程第10、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、  
日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので、一括して議題としてよろしいでしょうか。  
「異議なし」の声あり  
異議なしということで、一括して議題といたします。  
日程第10、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、

日程第 11、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第 2 ~ 3 号 事務局朗読】

議長

事務局

議長

事務局

補足説明を許します。

はい、議長。

はい、事務局。

それでは議案第 2 号および議案第 3 号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第 2 号についてですが、議案の次のページをご確認ください。

役場の [REDACTED] km に位置し、北側は町道 [REDACTED] 線に隣接しており、市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分は、10ha 以上の一団の農地ですので、第 1 種農地です。こちらの案件は、議案第 1 号の番号 1 の譲受人がこちらの居宅を購入しようとした際、当該土地が農地であることが判明した案件となっております。

議案第 3 号についてですが、議案の次のページをご確認ください。

役場の [REDACTED] km に位置し、北側には町道 [REDACTED] 線が横断しております、市街化調整区域であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分は、10ha 以上の一団の農地ですので、第 1 種農地です。この案件は、全員協議会において、未来戦略課等から説明がありましたが、この度、都市計画上の地区計画の策定並びに農業従事者の雇用協定を町と締結したことにより、当該施設において、新規雇用するもののうち、農業従事者が 3 割以上になる計画であり、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設と認められることから、農地転用の許可要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

7 月 16 日に農地転用の現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

4 番、佐々木博です。

議案第 2 号についてですが、当該土地は昭和 48 年に居宅を新築した時点から居宅の敷地として利用しており、この度、居宅を売却しようとしたところ、農地であったことが判明したものです。20 年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと考えます。

議案第 3 号についてですが、当該農地は、農振白地であり、生産性の高い農地ではありません。転用事業に伴う雨水排水については、外周の側溝を通して南側の水路に放流する計画であるが、箱型暗渠を設置することにより、大雨時には放流量を抑制する等、災害を誘発しない計画となっています。物流倉庫の建築にあたり、最小限の面積と判断されることから、転用はやむを得ないと判断いたします。以上です。

その他、補足説明ございますか。

はい、議長。

はい、3 番、朴田敦志委員。

3 番、朴田敦志です。

議案第 2 号についてですが、西側の敷地は宅地として登記されており、敷地内で移転して居宅を建設したと思われます。その際に、農地転用の許可を取得しておらず、20 年が経過してしまったようです。現在は入居している方もおらず、家が建っていますので、原状回復は不可能だと考えます。

議案第 3 号についてですが、佐々木委員から防火対策についても質問して

いただきました。他事業者において火事が発生しているケースもありますので、改めて確認したところでしたが、消火栓は東西に1個ずつ設けるということでした。段差があり、高いところから土を運んで盛土し、平らにすることでしたので、地盤についても確認しました。盛土するところは傾斜を斜めに広く取り、崩壊を防ぐということでした。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑ありましたら、挙手お願いします。

「なし」の声あり

質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に反対討論ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

それでは、賛成討論に入ります。

2番、阿部江利子委員。

2番、阿部江利子です。

議案第2号についてですが、20年以上前の案件であり、売却により空き家にすることなく、新しい方が入居するということであれば、有効活用となりますので、賛成いたします。

議案第3号についてですが、この場所を見た限りでは、農地として活用するのが難しい地域でありますので、このような形で有効活用され、地元の雇用も見込めるというのであればよかったです。また、この農地が将来的には遊休農地となる恐れもあったかもしれませんので、長期的に見てもこの転用は有効なことと思われますので、賛成いたします。

5番、白澤克美委員。

5番、白澤克美です。

議案第3号についてですが、譲渡人のなかに中心経営体としてやってきた方もおり、後継者がなく農業をやめる話を聞いています。反対ではないのですが、残念ですし、やむを得ないという意見です。

6番 佐々木達也委員。

6番、佐々木達也です。

議案第2号についてですが、農地としての原状回復が難しい状況ですので、やむを得ないと思います。

議案第3号についてですが、私もこの場所に農地がありますが、ここで田んぼ作るということは非常に大変なことです。このような施設に利用されることは双方にとっても良かったと思いますので、賛成いたします。

その他、賛成討論がありましたらお願いします。

「なし」の声

それでは挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、許可する旨に決するに賛成の委員の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

挙手全員ですので、許可することに決します。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

挙手全員です。許可相当として意見することに決します。

次に進みます。

日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第4号 事務局朗読】

補足説明を許します。

はい、議長。

はい、事務局。

議案第4号について、補足説明させていただきます。

番号1-1、1-2についてですが、当該農地周辺は譲渡人をはじめとした複数の方が所有している小面積の農地が密集しており、これらの農地を譲受人が畦畔を撤去してまとめて耕作することになったものです。今回は2名のみの申請ですが、残りの方につきましても、今後、準備が整い次第、申請するとのことです。

番号2についてですが、別の農地について譲渡人から譲受人に対し、農業経営基盤強化促進法により所有権移転しておりましたが、当時は当該農地において砂利採取により貸借中だったため、耕作不能となっており、保留になっていた案件です。今回、砂利採取が完了したことから、同様に基盤法による所有権移転をするものです。以上です。

それでは質疑に入ります。質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

それでは、討論に入ります。討論ありましたら、挙手を願います。

最初に反対討論ありましたら、お願いします。

「なし」の声あり

それでは、賛成討論をお願いします。

7番、白澤和美委員。

7番、白澤和美です。

質疑になりますが、お願いします。

番号2についてですが、砂利採取が完了したので所有権移転とのことですが、どういう事情でしょうか？地元委員はわかりませんか？

はい、議長。

はい、事務局。

7番、白澤和美委員の質問にお答えします。

当時は、当該農地を含めた所有権移転を進める計画でしたが、当該農地について砂利採取による貸借があり、同じ時期に所有権移転を進めることができませんでした。この度、事業が終了したことにより、予定通り売却することになります。売却理由は把握しておりません。以上です。

はい、議長。

はい、7番、白澤和美委員。

7番、白澤和美です。

そういうことであれば、賛成いたします。

8番、高橋かおる委員。

はい、8番、高橋かおるです。

番号1についてですが、以前は苗代として使っていた農地を譲受人が引き受け集約すると聞いております。譲受人が後継者として長く耕作していただけだと思いますので、賛成の意見をしたいと思います。

9番、佐々木昭英委員。

9番、佐々木昭英です。

番号1については、利用集積になり大変いいことだと思いますので、賛成します。

番号2については、事務局の説明を確認して納得しましたので、賛成しま

す。以上です。

議長

福澤広基委員

10番、福澤広基委員。

10番、福澤広基です。

どちらの案件も譲受人の経営状況を見たところ、機械も一通り揃っており、これから耕作し、農地として活用していけると思いますので、賛成いたします。

議長

その他、賛成討論ありましたら、お願いします。

「なし」の声あり

議長

それでは、挙手により表決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

議長

挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

以上で本日の議事の全てを終了いたします。

委員の皆さん、お疲れ様でした。

以上は、令和6年7月22日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和6年第8回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番